



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

## 令和7年度雇用均等基本調査(企業票)



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

(シール貼付欄)

企業ID

産業分類番号

パスワード

※ 貴企業の所在地・名称に変更や誤りがある場合には、お手数ですがご訂正のうえ、ご返送ください。

この調査は、上記のID、パスワードによりオンラインでご回答いただくと便利です。  
アクセス方法などは、同封の「オンライン回答のご案内」をご覧ください。

|            |              |         |
|------------|--------------|---------|
| 調査票<br>記入者 | 所属部課         | メールアドレス |
|            | 電話番号<br>(内線) | 氏名      |

## 〔 記入の際の注意 〕

- この調査票に記入された事項については、個別企業の秘密を守り、統計作成以外の目的に用いることは絶対にありませんので、事実をありのままにご記入ください。企業名が公表されることもありません。
- この調査票は、企業を調査単位としております。本社事業所だけでなく、支店、出張所、工場等を含めた**企業全体の雇用管理**について記入してください。
- この調査は、**常用労働者**(注1)を対象として行います。したがって、パートタイマー等と呼ばれている労働者であっても、要件に該当する者であれば常用労働者に含みます。
- 特にことわりのない限り、**令和7年10月1日現在**の状況を記入してください。
- 記入の終わった調査票は、同封の「**雇用均等基本調査へのご協力をお願い**」に記載の**回答期限までに**同封の返信用封筒によりご返送ください。
- 特にことわりのない限り、**該当する選択肢の番号を1つ選び○で囲んで**ください。  
ただし、回答欄が問5のように網掛けとなっている場合は、設問に従って該当する番号をすべて○で囲んでください。
- 人数を記入する欄について、該当者がいない場合は、空欄のままにせず、「0」を記入してください。**
- 調査票の内容などにご不明の点がある場合や、調査対象外、廃業等の場合は、雇用均等基本調査実施事務局(〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)までご連絡ください。

(注1)「常用労働者」とは、以下の①～④のいずれかに該当する者をいいます。

なお、貴社が労働者派遣事業を行っている場合は、他社に派遣している労働者を含めてください。

- 期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用されている者
- 取締役、理事などの役員のうちで常時勤務して、一般労働者(常用労働者のうちパートタイマー、アルバイト、嘱託労働者等以外の正規労働者)と同じ給与規則又は同じ基準で毎月給与の支払いを受けている者
- 事業主の家族であって、その事業所に常時勤務して給与の支払いを受けている者
- 上記①～②の条件に該当する、他企業からの出向者(在籍出向、移籍出向を問いません。また、この調査では他企業への出向者は在籍出向、移籍出向を問わず除いてください。)

## 【記入の際の注意事項】

(注2)「正社員・正職員」とは、企業において正社員・正職員とする者をいいます。

(注3)「総合職」とは、基幹的な業務や総合的な判断を行う業務に属し、勤務地の制限がない職種をいいます。

(注4)「限定総合職」とは、準総合職、専門職など基幹的な業務や総合的な判断を行う業務に属し、転居を伴う転勤がない又は一定地域内や一定職種内でのみ異動がある職種をいいます。

(注5)「一般職」とは、「総合職」「限定総合職」と比して基幹的な業務や総合的な判断を行う業務が少ない職種をいいます。

※常用労働者の業務内容や異動の取扱いを区別していない場合は、実質的に近い職種を選択してください。その結果、全員が同一職種になることもありえます。

(注6)「法人番号」については、以下に注意してご記入ください。

- ・マイナンバー(個人番号)の記入はしないでください。
- ・個人事業主については、法人番号欄の13桁すべてに「0(ゼロ)」を記入してください。
- ・法人番号欄には、国税庁から指定された13桁の法人番号を記入してください。
- ・商業登記法に基づく会社法人等番号(12桁)を記入しないようご注意ください。

(注7)「コース別雇用管理制度」とは、基幹的業務や定型的業務等の業務内容や、転居を伴う転勤の有無等によって幾つかのコースを設定して、コースごとに異なる配置・昇進、教育訓練等の雇用管理を行うシステムをいいます。典型的なものとしてはいわゆる「総合職」、「一般職」等のコースを設定して雇用管理を行うものです。また、一般職群や専門職群等一定の業務内容や専門性等によってコース類似の複数の雇用管理グループを形成し、そのグループごとに賃金、配置、昇進等の面で異なった取扱いをするものや、勤務地のみに着目し、いわゆる典型的なコース別雇用管理に類似した雇用管理を行うものもあります。

(注8)「管理職等」について

- ①「管理職等」には、企業の組織系列の各部署において、配下の係員等を指揮・監督する役職のほか、専任職、スタッフ管理職等と呼ばれている役職を含みます。
- ②部長・課長等の役職名を採用していない場合や、次長等役職欄にない職については、貴社の実態により、どの役職に該当するか適宜判断していただき、管理職等に相当する者が全員計上されるよう記入してください。
- ③常用労働者(注1)に該当しない者(非常勤役員、無報酬役員等)は含みません。

### 【記入例】

問3で、課長相当職がない企業において、管理職数を記入した例です。

| 役 職   | 登用状況等 | 役職に就いている人数 |        |
|-------|-------|------------|--------|
|       |       | 男女計        | (うち女性) |
| 役 員   |       | 8 人        | 2 人    |
| 部長相当職 |       | 20 人       | 0 人    |
| 課長相当職 |       | — 人        | — 人    |
| 係長相当職 |       | 60 人       | 30 人   |

部長相当職に女性が就いていないため、「0」と記入。

課長相当職に該当する役職がないため、「—」と記入。

## I 企業の属性に関する事項

|                                                                                                                          |   |                     |             |               |             |         |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---------------------|-------------|---------------|-------------|---------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 貴社の常用労働者数(注1) (令和7年10月1日現在) ※B=C+D+E+Fとなるように記入してください。<br>「正社員・正職員」「総合職」「限定総合職」「一般職」「その他」については、注2から5に従い、実質的に近い職種にご記入ください。 |   |                     |             |               |             |         |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 男女計                                                                                                                      | A | B うち正社員・正職員<br>(注2) | C うち総合職(注3) | D うち限定総合職(注4) | E うち一般職(注5) | F うちその他 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                          | 人 | 人                   | 人           | 人             | 人           | 人       |  |  |  |  |  |  |  |  |
| うち女性                                                                                                                     | A | B うち正社員・正職員         | C うち総合職     | D うち限定総合職     | E うち一般職     | F うちその他 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                          | 人 | 人                   | 人           | 人             | 人           | 人       |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 主な事業内容又は主要製品                                                                                                             |   |                     |             |               |             |         |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 法人番号(注6)                                                                                                                 |   |                     |             |               |             |         |  |  |  |  |  |  |  |  |

## II 女性の雇用管理に関する事項

問1～問4は、常用労働者(注1)のうち、正社員・正職員(注2)についてご記入ください。

### 1 採用について

問1 貴社では、令和7年春に新規学卒者を採用しましたか。採用結果について、採用区分ごとに該当する採用人数をご記入ください。(該当者がいない場合は、それぞれ「0」をご記入ください。)

| 区 分       | 採用状況 | 令和7年春に採用した新規学卒者数 |        |
|-----------|------|------------------|--------|
|           |      | 男女計              | (うち女性) |
| 総 合 職(注3) |      | 人                | 人      |
| 限定総合職(注4) |      | 人                | 人      |
| 一 般 職(注5) |      | 人                | 人      |
| そ の 他     |      | 人                | 人      |

### 2 コース別雇用管理制度について

問2 貴社では、コース別雇用管理制度(注7)はありますか。該当する番号を1つ○で囲んでください。

|     |   |
|-----|---|
| あ り | 1 |
| な し | 2 |

### 3 管理職等について

問3 貴社の管理職等(注8)について(☆左ページを参照)、役職ごとに就いている人数及びそのうち女性の人数をご記入ください。

(該当する役職がない場合は「-」、該当する役職があっても該当者がいない場合は「0」をご記入ください。)

| 役 職               | 登用状況等 | 役職に就いている人数 |        |
|-------------------|-------|------------|--------|
|                   |       | 男女計        | (うち女性) |
| 役 員<br>(常用労働者に限る) |       | 人          | 人      |
| 部長相当職             |       | 人          | 人      |
| 課長相当職             |       | 人          | 人      |
| 係長相当職             |       | 人          | 人      |

## 【記入の際の注意事項】

(注9)「新たに役職に就いた人数」について

①この調査でいう「**新たに役職に就いた人数**」とは、設問で示した「係長相当職」～「役員」の4つの役職区分が変わる昇進をした人数をいいます。

(例:「課長相当職から部長相当職への昇進」、「一般社員から係長相当職への昇進」など)

②例えば、「副部長(部長相当職)から部長(部長相当職)への昇進」については、同じ部長相当職内での昇進ですので、「新たに役職に就いた人数」には含めません。

③新たに役職者として採用した場合(外部登用等)は、「新たに役職に就いた人数」には含めません。

## 不妊治療と仕事の両立支援制度

(注10)「**不妊治療休暇制度**」とは、不妊治療のために利用することができる休暇制度をいいます。労働基準法第39条による年次有給休暇は除きます。

(注11)「**特別休暇制度**」とは、不妊治療を含む多様な目的で利用することができる休暇制度及び利用目的を限定しない休暇制度をいいます。

(注12)「**所定外労働の制限**」とは、不妊治療を行う労働者が事業主に申し出ることにより利用できる所定労働時間を超えて労働させない制度をいいます。

(注13)「**短時間勤務制度**」とは、不妊治療を行う労働者が事業主に申し出ることにより利用できる1日の所定労働時間を短縮する制度をいいます。

(注14)「**時差出勤制度**」とは、不妊治療を行う労働者が事業主に申し出ることにより利用できる1日の所定労働時間を変更することなく始業又は終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度をいいます。

(注15)「**フレックスタイム制度**」とは、不妊治療を行う労働者が事業主に申し出ることにより、一定の期間についてあらかじめ定めた総労働時間の範囲内で、労働者が日々の始業・就業時刻を自ら決めることができる制度をいいます。

(注16)「**テレワーク等**」とは、不妊治療を行う労働者が事業主に申し出ることにより、事業主の指示に基づき、事業所ではなく自宅やサテライトオフィス等での勤務ができる制度をいいます。  
「テレワーク等」には、情報通信技術(ICT)を用いないものも含まれます。

問4 貴社で、令和6年10月1日から令和7年9月30日までの間に、役職ごとに新たに役職に就いた人数（注9）及びそのうち女性の人数をご記入ください。  
（該当する役職がない場合は「－」、該当する役職があっても該当者がいない場合は「0」をご記入ください。）

| 昇進状況等<br>役 職      | 令和6年10月1日～令和7年9月30日の間に<br>新たに役職に就いた人数 |        |
|-------------------|---------------------------------------|--------|
|                   | 男女計                                   | (うち女性) |
| 役 員<br>(常用労働者に限る) | 人                                     | 人      |
| 部長相当職             | 人                                     | 人      |
| 課長相当職             | 人                                     | 人      |
| 係長相当職             | 人                                     | 人      |

〔※ 同一労働者が期間内に2回以上昇進した場合は、それぞれの役職区分で1人ずつ計上してください。〕

問5以降は、正社員・正職員以外の常用労働者も含めてご記入ください。

#### 4 不妊治療と仕事の両立支援制度に関する事項

問5 貴社では、不妊治療と仕事の両立のために利用できる制度がありますか。不妊治療を希望する労働者が利用可能な制度について、該当する番号全てを○で囲んでください。

※2～8については、目的を不妊治療に限定した制度だけでなく、不妊治療のためにも利用可能であることを社内の規定や通知などで明らかにしている場合は○で囲んでください。

|            |        |                                   |   |
|------------|--------|-----------------------------------|---|
| 利用できる制度がある | 休暇制度   | 不妊治療休暇制度(注10)                     | 1 |
|            |        | 特別休暇制度(多目的であり、不妊治療にも利用可能なもの)(注11) | 2 |
|            | 労働時間制限 | 所定外労働の制限の制度(注12)                  | 3 |
|            |        | 短時間勤務制度(注13)                      | 4 |
|            | 柔軟な働き方 | 時差出勤制度(注14)                       | 5 |
|            |        | フレックスタイム制度(注15)                   | 6 |
|            |        | テレワーク等(注16)                       | 7 |
|            | その他    | その他                               | 8 |
| 利用できる制度はない |        |                                   | 9 |

## 【記入の際の注意事項】

### ハラスメント防止措置

男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法、労働施策総合推進法で定められている、職場におけるセクシュアルハラスメント対策や妊娠・出産等に関するハラスメント対策、育児・介護休業等に関するハラスメント対策、パワーハラスメント対策は、事業主の義務です。

(注17)職場におけるセクシュアルハラスメントや妊娠・出産等に関するハラスメント、育児・介護休業等に関するハラスメント、パワーハラスメント防止対策については、男女雇用機会均等法第11条第1項、第11条の3第1項及び育児・介護休業法第25条第1項、労働施策総合推進法第30条の2第1項に「事業主は適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない」と規定されています。

(注18)職場における「セクシュアルハラスメント」とは、職場において行われる、労働者の意に反する性的な言動に対する労働者の対応によりその労働者が労働条件について不利益を受けたり、性的な言動により就業環境が害されることです。

(注19)職場における「妊娠・出産等、育児・介護休業等に関するハラスメント」とは、職場において行われる上司・同僚からの言動(妊娠・出産したこと、育児・介護休業、育児短時間勤務等の利用に関する言動)により、妊娠・出産した女性労働者や各休業等を申出・取得した男女労働者の就業環境が害されることです。

(注20)職場における「パワーハラスメント」とは、優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者の就業環境が害されることです。

## 5 ハラスメント防止対策について

男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法、労働施策総合推進法で定められている、職場におけるセクシュアルハラスメント対策や妊娠・出産等に関するハラスメント対策、育児・介護休業等に関するハラスメント対策、パワーハラスメント対策は、事業主の義務です(注17)(☆左ページ参照)。

**問6 貴社では、セクシュアルハラスメント(注18)を防止するための対策に、どのように取り組んでいますか。該当する番号を1つ○で囲んでください。**

- ①就業規則・労働協約等の書面でセクシュアルハラスメントの内容及びセクシュアルハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、周知している
- ②セクシュアルハラスメントの行為者については、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、周知している
- ③相談・苦情対応窓口を設置している
- ④相談・苦情対応窓口担当者が内容や状況に適切に対応できるように、研修等を実施している
- ⑤当事者等のプライバシー保護に必要な措置を講じ、周知している
- ⑥相談したことや、調査への協力をしたこと等を理由に不利益な取扱いをしないことを定め、周知している

|                  |   |
|------------------|---|
| すべて取り組んでいる       | 1 |
| 一部、取り組んでいない措置がある | 2 |
| 取り組んでいない         | 3 |

**問7 貴社では、妊娠・出産等、育児・介護休業等に関するハラスメント(注19)を防止するための対策に、どのように取り組んでいますか。該当する番号を1つ○で囲んでください。**

- ①就業規則・労働協約等の書面で妊娠・出産等、育児・介護休業等に関するハラスメントについての方針を明確化し、周知している
- ②妊娠・出産等、育児・介護休業等に関するハラスメントに係る言動を行った者については、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、周知している
- ③相談・苦情対応窓口を設置している
- ④相談・苦情対応窓口担当者が内容や状況に適切に対応できるように、必要な体制の整備をしている
- ⑤業務体制の整備など、事業主や妊娠した労働者その他労働者の実情に応じ、必要な措置を行っている
- ⑥当事者等のプライバシー保護に必要な措置を講じ、周知している
- ⑦相談したことや、調査への協力をしたこと等を理由に不利益な取扱いをしないことを定め、周知している

|                  |   |
|------------------|---|
| すべて取り組んでいる       | 1 |
| 一部、取り組んでいない措置がある | 2 |
| 取り組んでいない         | 3 |

**問8 貴社では、パワーハラスメント(注20)を防止するための対策に、どのように取り組んでいますか。該当する番号を1つ○で囲んでください。**

- ①就業規則・労働協約等の書面でパワーハラスメントの内容及び、パワーハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、周知している
- ②パワーハラスメントの行為者については、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、周知している
- ③相談・苦情対応窓口を設置している
- ④相談・苦情対応窓口担当者が内容や状況に適切に対応できるように、研修等を実施している
- ⑤当事者等のプライバシー保護に必要な措置を講じ、周知している
- ⑥相談したことや、調査への協力をしたこと等を理由に不利益な取扱いをしないことを定め、周知している

|                  |   |
|------------------|---|
| すべて取り組んでいる       | 1 |
| 一部、取り組んでいない措置がある | 2 |
| 取り組んでいない         | 3 |

問9 貴社では、過去3年間に、ハラスメントに関する相談実績又は事案がありましたか。「セクシュアルハラスメント」及び「妊娠・出産等、育児・介護休業等に関するハラスメント」「パワーハラスメント」それぞれについて、該当する番号を1つ○で囲んでください。

|    | セクシュアル<br>ハラスメント | 妊娠・出産等、育児・介護<br>休業等に関するハラス<br>メント | パワー<br>ハラスメント |
|----|------------------|-----------------------------------|---------------|
| あり | ● 1              | ● 1                               | ● 1           |
| なし | 2                | 2                                 | 2             |

問10は、問9で「1」(あり)に○をした企業のみお答えください。

問10 その事案にはどういった対応をしましたか。「セクシュアルハラスメント」及び「妊娠・出産等、育児・介護休業等に関するハラスメント」「パワーハラスメント」それぞれについて、該当する番号を○で囲んでください。  
(「1」～「4」については、該当するものすべてを○で囲んでください。)

|              |                                         | セクシュアル<br>ハラスメント | 妊娠・出産等、育児・介護<br>休業等に関するハラスメン<br>ト | パワー<br>ハラスメント |
|--------------|-----------------------------------------|------------------|-----------------------------------|---------------|
| 対応した         | 事実関係を確認した                               | 1                | 1                                 | 1             |
|              | (ハラスメントが生じた事実が確認できた場合)<br>被害者に対する配慮を行った | 2                | 2                                 | 2             |
|              | (ハラスメントが生じた事実が確認できた場合)<br>行為者に対する措置を行った | 3                | 3                                 | 3             |
|              | 再発防止に向けた措置を講じた                          | 4                | 4                                 | 4             |
| 特段の対応は行わなかった |                                         | 5                | 5                                 | 5             |

問11 貴社では、次のハラスメント対策に取り組んでいますか。「顧客等から自社の労働者に対するハラスメント(カスタマーハラスメント)対策」及び「就職活動中やインターンシップ中の学生・求職者へのハラスメント対策」、「取引先の労働者やフリーランス等自社の労働者以外の者へのハラスメント対策」それぞれについて、該当する番号を1つ○で囲んでください。  
※カスタマーハラスメント対策について、他社の労働者から自社の労働者へのセクハラに対する対策は除きます。

|             | 顧客等から自社の労働者<br>に対するハラスメント<br>(カスタマー<br>ハラスメント)対策※ | 就職活動中やインターン<br>シップ中の学生・求職者へ<br>のハラスメント対策 | 取引先の労働者やフリー<br>ランス等自社の労働者以<br>外の者へのハラスメント対<br>策 |
|-------------|---------------------------------------------------|------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 一定の取組をしている  | 1                                                 | 1                                        | 1                                               |
| 今後取組を検討している | 2                                                 | 2                                        | 2                                               |
| 取り組んでいない    | 3                                                 | 3                                        | 3                                               |

これで調査は終了です。  
同封の返信用封筒(切手不要)により、ご返送ください。  
※他の調査票は同封しないでください。  
なお、オンラインで回答いただいた場合は、返送は不要です。  
お忙しいところ、調査にご協力いただきましてありがとうございました。



えるぼしマーク・プラチナえるぼしマーク  
(女性活躍推進法に基づく認定マーク)